

三川町障害者活躍推進計画

| | |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 機関名 | 三川町教育委員会 |
| 任命権者 | 三川町教育委員会 |
| 計画期間 | 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間） ※必要に応じて見直すこととする。 |
| 三川町教育委員会における障害者雇用に関する課題 | 三川町教育委員会においては、常勤職員は三川町役場全体として募集・採用を実施しているため、町長部局からの出向により配置が行われている。教育委員会としての独自の採用は非常勤職員（会計年度任用職員）のみである。職員の配置状況により、障害者雇用率は達成できている状況にあり、今後も町長部局と連携して、障害者雇用を進めていく必要がある。 |
| 目標 | |
| ① 採用に関する項目 | ○各年度に設定された法定雇用率以上の障害者雇用を維持する。 ※毎年の任免状況通報により把握する。 ○常任職員の採用にあっては、町職員全体として採用しているところであり、人事異動によっては町長部局との特例承認により三川町役場全体としての法定雇用率を維持する。 |
| ② 定着に関する項目 | なし ※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定。 |
| 取組内容 | |
| 1. 障害者の活躍を推進する体制整備 | ○町長部局と連携し、体制整備に努める。 ○障害者職業生活相談員の選任の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、職員掲示板等により周知する。 |
| 2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出 | ○障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、町長部局（総務課長等）と相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出を検討する。 |
| 3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 | ○町長部局と連携し、必要な配慮を講じる。 ○人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行う。 |